

## 平成24年 教育委員会第22回定例会 会議録

日 時 平成24年12月25日（火） 午後 4 時00分～午後 6 時08分  
場 所 教育委員会室

### 議事日程

#### 第 1 議案

##### 【児童・家庭支援センター】

- (1) 『議案第36号』千代田区立子ども発達センター処務規程の制定
- (2) 『議案第37号』千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令

##### 【指導課】

- (1) 『議案第38号』幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第39号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

#### 第 2 報告

##### 【子ども総務課】

- (1) 平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）中間報告
- (2) 平成25年度予算の編成状況【秘密会】
- (3) 子どもの遊び場確保に関する検討会報告書について

##### 【子ども施設課】

- (1) 九段小学校・幼稚園施設整備について

##### 【子ども支援課】

- (1) （仮称）千代田幼保一体施設内保育園（認可外保育施設）の運営事業者について

##### 【児童・家庭支援センター】

- (1) 千代田区立子ども発達センター条例の施行期日を定める規則の制定
- (2) 千代田区立子ども発達センター条例施行規則の制定

#### 第 3 その他

##### 【子ども総務課】

- (1) 移動教育委員会懇談会の概要（11月13日 富士見小学校）

#### 出席委員（5名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子

教育長	山崎 芳明
-----	-------

出席職員（9名）

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	木村 博子
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	佐藤 興二

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

中川委員長

それでは、開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。

ただいまから、平成24年教育委員会第22回定例会を開催します。

本日、欠席者はありません。

今回の署名委員は、市川委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お配りしているとおりですが、第2報告、子ども総務課、（2）平成25年度予算の編成状況は、政策形成過程であるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項、ただし書きの規定に基づき、非公開といたしますので、その可否を求めます。

賛成の方は挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

中川委員長

それでは、非公開といたします。

この件につきましては、非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 議案

児童・家庭支援センター

- （1）『議案第36号』千代田区立子ども発達センター処務規程の制定
- （2）『議案第37号』千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令

中川委員長 日程第1、議案に入ります。  
議事日程は、議案第36号『千代田区立子ども発達センター処務規程』の制定からになりますが、子ども発達センター条例に付随する施行規則からご説明しますので、日程第2、児童・家庭支援センター所管の報告から始めさせていただきます。

子ども総務課長 委員長、ご審議に入ります前に、一言おわび申し上げます。このたび、平成24年12月1日に開設いたしました子ども発達センター条例の制定に伴いまして、本条例の施行について必要な事項を定めます「条例施行規則」及び児童・家庭支援センターや本発達センターを運営するための「訓令（処務規程）」の改正及び制定の手續につきましては、調整に手間取ってしまい、今日の議案提出と報告となってしまいましたこと、誠に申しわけございません。今後は、このようなことが起きませんよう十分留意いたしますので、よろしくご理解のほど賜ります。

中川委員長 以上でご審議に入っていただきたいと思えます。

子ども総務課長 これに関しては、なぜ訓令は議案なのでしょう。

中川委員長 これは、次世代育成案件でございます。教育委員会の訓令として効力を発します限り、議決が必要という案件となっております。

中川委員長 参考にさせていただきます。

## ◎日程第2 報告

### 児童・家庭支援センター

- (1) 千代田区立子ども発達センター条例の施行期日を定める規則の制定
- (2) 千代田区立子ども発達センター条例施行規則の制定

中川委員長 それでは、日程第2、報告に入ります。  
報告は2点あります。児童・家庭支援センター所長より報告お願いいたします。

児童・家庭支援センター所長 それでは、まず、報告案件2件についてご説明させていただきます。  
お手元の資料の後ろに、「千代田区立子ども発達センター条例の施行期日を定める規則を公布する」というホチキスどめの資料がございますので、そちらをご確認ください。  
まず、千代田区立子ども発達センター条例の施行期日を定める規則です。区立子ども発達センター条例の施行期日を12月1日とすることとし、11月30日に公布いたしました。  
参考に、裏面に子ども発達センター条例を添付しております。  
これについてのご報告は以上でございます。  
続きまして、「千代田区立子ども発達センター条例施行規則を公布する」という資料がございます。そちらをご覧ください。  
こちらは、子ども発達センター条例の施行について、必要な事項を定めるものでございます。第2条で、利用時間を午前9時から午後5時とし、第3

条で休館日、第4条で利用登録について定めております。こちらも平成24年12月1日から施行することとし、11月30日に公布いたしました。

ご報告は以上でございます。

中川委員長

報告が終わりましたので、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたしますが。

(「なし」の声あり)

#### ◎日程第1 議案

##### 児童・家庭支援センター

- (1) 『議案第36号』千代田区立子ども発達センター処務規程の制定
- (2) 『議案第37号』千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令

##### 指導課

- (1) 『議案第38号』幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第39号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中川委員長

ないようですので、日程第1、議案に戻ります。

議案第36号『千代田区立子ども発達センター処務規程の制定』及び議案第37号『千代田区立児童・家庭支援センター処務規定の一部を改正する訓令』の2件の議案につきまして、これについては関連する内容ですので、まとめて扱うことといたします。

児童・家庭支援センター所長よりお願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

議事日程をおめぐりいただきまして、議案第36号についてですが、こちらの規程は、千代田区立子ども発達センター処務規程です。

子ども発達センターの運営等について、区長の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第2号の規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。第2条で、子ども発達センターにおける事務を子ども発達センター条例第3条に規定する事業とし、第3条で、子ども発達センター長を児童・家庭支援センター発達支援主査の職にある者を充てることとし、裏面の第8条で、子ども発達センターに備える簿冊について、第9条で、報告事項について定めるものでございます。

続きまして、次の議案第37号「区立児童・家庭支援センター処務規程の改正」です。

子ども発達センターの処務規程の制定にあわせ、児童・家庭支援センター処務規程を改正するものです。第3条の下線の部分を、「児童療育事業」から、子ども発達センターの開設に伴いまして、「子ども発達センター」に改正するものです。

議案36号、37号とも、附則で、平成24年12月1日から適用するとしております。

中川委員長

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。  
説明が終わりました。  
ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、特にないようですので、採決に入りますが、説明につきましては2件まとめてお願いしましたが、採決につきましては個別に行うことといたします。

それでは、議案第36号について採決します。  
賛成の方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長

全員賛成につき、議案第36号を決定することといたします。  
続きまして、議案第37号について採決します。  
賛成の方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長

全員賛成につき、議案第37号を決定することといたします。  
続きまして、議案38号『幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則』について、指導課長より説明お願いいたします。

指導課長

教育委員会資料、「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則等の改正案の概要」の第1「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」に基づきご説明を申し上げます。

先の10月に人事委員会勧告による給料表の引き下げ改定につきましては、規則を改正していただいたところでございます。現規則では、現行の4級(園長)職員の管理職手当は定額で定められております。なお、条例では、第10条、管理職手当において、「最高号級の額×20%」以内となっているのですが、これを上回るため、改定を行うものでございます。

議案第38号の用紙を1枚おめくりいただいてご覧いただきますと、改正前が9万1,400円、これが上限を上回っているため、改正後の9万1,200円に改めたものでございます。

なお、昨年と同様、条例に抵触する部分にのみの改定ということになっておりますので、再任用職員につきましては7万800円、上限を上回ることはないため、再任用職員の園長に関する管理職手当の改定は行わないものです。

説明は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。  
説明が終わりました。  
ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。  
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、特にないようですので、議案第38号について採決します。

賛成の方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長

全員賛成ですので、議案第38号を決定することといたします。

続きまして、議案第39号『幼稚園教育職員の勤務期間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則』について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

同じく教育委員会資料に基づきましてご説明を申し上げます。

本来では、教育職員につきましては、超過勤務等は特にございませぬ。教職調整額の4%に含まれているところですが、規則では、超過勤務、命令簿の様式の決まりがございます。議案第39号をご覧くださいますと、規則においては、「別記様式第3号(第7条、第9条関係)(別紙のとおり)」という表現そのものは変わりませんが、改正前と改正後の様式を資料としてつけさせていただいております。こちらは、区長部局職員の超過勤務命令簿が、平成25年1月1日に様式変更の予定でございます。それに伴いまして、幼稚園教育職員の超過勤務命令簿の様式を別添のとおり変更するものでございます。

主な変更点といたしましては、超過勤務の勤務命令時に、命令印の押印、それと事後確認時に実績確認印の押印を求めることとし、管理職が所属職員の超過勤務を適切に管理できるようにしたものでございます。

具体的には、改正後の超過勤務等命令簿をご覧ください。従前は勤務命令の命令印がございませぬでした。事前に時間の申請という形になり、事後の確認のときに、実績確認印というのがあったものですが、勤務命令のときにも、関与者、命令権者がきちんと管理をし、事前に確認をし、事後の確認をするというものでございます。

細かな点につきましても改正はございますが、大きなところはこちらでございます。細かなところというのは、「夜勤」という表現があったところを削除したということでございます。

説明は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

市川委員

お尋ねしたいんですが、この改定によって、何か変わるところは出てくるんですか。今までは確認だということで、要するに、後で認めれば、超過勤務手当は払わないということであったんだと思うのですが、今後は事前に認めて、事後に確認するわけですね。そういうことによって何か変わるところがあるんですか。

指導課長

先ほども申し上げましたとおり、幼稚園の教育職員に関しては大きな変更点はございませぬ。なぜならば、超過勤務命令というのが、教員調整の4%で支払われているので、実際にはこちらの帳簿を使つての処理ということはございませぬ。ただし、区長部局の職員に関しましては、様式が変わること

によって若干の手続の変更がございます。

これまでは電子申請で、改正後の様式を補助簿として使っておりました。つまり電子で申請をし、さらに補助簿で、紙で書いて申請をして適正に管理をしていたところですが、今度、電子システムが変わるんですが、電子と紙の併用というのが、職員にとっては手間がかかるということで、電子か紙か一本化した方がいいであろうという庁内の把握の中で、紙ベースに一本化されたと認識しております。

中川委員長

ほかにはいかがでしょう。

それでは、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

議案第39号に関して、賛成の方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長

それでは、全員賛成につき、議案39号を決定することといたします。

## ◎日程第2 報告

### 子ども総務課

(1) 平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価  
報告書(案)中間報告

(3) 子どもの遊び場確保に関する検討会報告書について

### 子ども施設課

(1) 九段小学校・幼稚園施設整備について

### 子ども支援課

(1) (仮称)千代田幼保一体施設内保育園(認可外保育施設)の運営事業者について

中川委員長

それでは、日程第2、報告に入ります。

報告は4件ございます。

初めに、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、まず、「平成24年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」報告書(案)中間報告」について、資料が2点ございます。

1つは、ただいま申し上げました表題の資料で厚くとじたもの、もう一つは、追加で有識者の方々から参りました「点検・評価に関する有識者の意見」という資料の2点を用いながらご説明申し上げます。

まず、厚い資料のほうですが、今年度の平成24年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の全体の構成とご理解いただければと思います。

目次ですが、まず冒頭の説明、これは今回は触れておりません。今回ありますのは、「1、主要事業一覧」が1ページ目、「2、教育に関する事務の管理及び執行の状況点検評価シート」が2ページ目以降ですね。49ページま

で、8施策12の事務事業に対して、事務局で作成したものでございます。

そして、「3、点検及び評価に関する有識者の意見」、別とじとなりましたが、明石委員、高野委員、湯川委員から今年度の評価に関するご意見をいただいたものでございます。

今回省略しておりますが、「資料1 共有マスタープランについて」の概要紹介、「資料2」については、点検・評価の会議の開催実績でございます。こちらは、資料の50ページから51ページに、4回の会議を行いまして、その状況を記載したものでございます。

「資料3 点検評価の実施要綱」ですが、今回は省かせていただいております。

現在のところ、有識者の方々からの意見はいただきました。「4、有識者の方々からいただいた意見に対する教育委員会の今後の取り組み」について、大変申しわけございません、今回はまだ作成中でございます。次回の委員会で事務局原案をたたき台といたしまして、ご議論いただきたいと考えております。

したがいまして、本日ご説明申し上げますのは、2ページ以降の各事務事業の点検・評価について、全てには触れませんが、どういう構成になっているか、様式につきましては、昨年度と同様でございます。

まず、事業概要があり、「成果とコスト」について、2ページ目に記載いたしました。3ページ目には、「教育委員会としての評価」とございますが、正確に申せば、教育委員会事務局としての今のところの評価ということで、その中で、「○」「△」「×」「－」という形で評価をし、一番下の行に、この事務事業に関する課題認識について記載いたしました。4ページ目には、「今後の計画・方向性」について、事務局として書いたものでございます。

個別の事業について、1つ1つ説明をいたしますと時間がかかってしまいますので、委員の皆様方には、事務局案の評価が果たして適切かどうか、そして課題認識が妥当かどうか、また今後の方向性についていろいろと指摘いただく部分があるかと存じます。こういう事務事業が12点ございますので、今日この場で、1つ1つの事業につきましてまたご指摘いただくことではなくて、次回以降の会議で、まとめてご意見をいただきたいと考えております。

点検・評価に関する有識者の意見について、簡単にご紹介させていただきます。3名の方々にそれぞれ、今年度の対象事業に対しましてのご意見を頂戴いたしました。基本的には非常によくやっているという好意的な評価でした。しかしながら、一部、より改善すべき点について幾つかありますので、ご紹介させていただきます。

まず、明石要一委員からは、(2)中段以降の「放課後子どもプランも実績を上げている」ですね。「また、中学生の社会体験・インターンシップも行われているが三日間では少なすぎる。兵庫県、江戸川区では5日間行って

いる。これの方が効果が上がっているデータがある。体験活動は中途半端では成果が乏しい」といったご提言をいただいております。

最後の段落でございます。「十年先を考えた施策づくりを期待したい。小学校1年生の十年先は中学校を卒業する時である。義務教育を終わるまでにどんなことを身につけさせればよいか、を考える。」そういったことを考えていただきたいといったご意見でございました。

高野委員からは、基本的には非常に好意的なご評価でございましたが、この中でも、中段、「地域の力を活かす施策として「スクールライフ・サポーター」云々とありますが、この後段の部分でございます。「子どもの安全・安心」の施策についても、区内に集積する企業・教育機関の力を借りることはできないだろうか」というご提言をいただきました。

また、次の段落に入りますと、放課後子ども教室について触れられ、その後、「中高生の「居場所」が課題であることが議論の中で明らかにされた」と。これはどういうことかと申しますと、有識者委員の皆様方の会議の中で、基本的には小学生段階までは非常に施策は充実しているが、中高生の居場所づくりについて弱いのではないかとといったことが、再三にわたり議論されました。それについてさらに力を入れてほしいといったことではないかと私は受けとめております。その中でも、青少年健全育成対策を子ども・教育部の所管事業で行うことの強みが発揮されるよう期待するといったご助言をいただいております。ここについても、青少年健全育成対策を、取りまとめは教育委員会で行っておりますが、全てが教育委員会で行っているところではないところがあります。この辺につきまして、後日の会議の中で説明していくのかなと思っております。

最後の段落では、「スクールカウンセラーの増員がいじめや虐待の早期発見に寄与している」といったご意見がありました。

そして、3人目の湯川先生からのご指摘も、基本的には好意的だったんですが、社会体験・インターンシップについて、最後の3行「社会体験・インターンシップについても——現在の福祉施設を中心とした取り組みに加えて、生徒の社会への関心を高める幅広い社会体験の実施が期待される」と、社会福祉施設だけではないのではないですかといったご提言と受けとめていらっしゃるでございます。

また、スクールライフ・サポーター事業につきましても、能力向上のための研修機会の拡充といったご提案。そして、国際理解教育につきましても、英語活動コーディネーターの派遣というのが非常に有益であるよといったお褒めがありました。

そして、昌平保育園・幼稚園の関係でいきますと、真ん中の段落、「ただし、保育園については、幼稚園に比較して手狭であり、加えて0歳の園児数が予定よりも多かったことから、窮屈な印象を受けた。0歳児のスペースの確保が必要となろう。今後は保育園と幼稚園の連絡・連携の強化も必要である」といったご指摘ですが、必要面積は確保してあるところでござい

まして、これについても、後ほどご報告、教育委員会としての見解をまとめていきたいと考えております。

以上、事務局としての自己評価について、後ほどご覧いただきますのと、学識経験者の方々からのご指摘を受けとめまして、教育委員会としての今後の取り組みについて、また別の機会にご議論いただきたいと思いますと考えております。

この件に関しましての報告は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

今の件に関しまして、皆様のご意見、ご質問お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか

市川委員

直接関係ないんですけど、番町小学校だったかな、スクールライフ・サポーターの件はその後どうなったの。

指導課長

その後、スクールライフ・サポーターには二度とそういうことのないように、学校長ないし指導課からの指導があった上で、配置を変えて、任用しているところでございます。

市川委員

配置がえをされた方は、別に何も問題なくやっているの。

指導課長

はい。今現在のところは問題なくやっております。

市川委員

そうですか。

中川委員長

よろしいでしょうか。見せていただいて、幾つかこうしていただきたいと思うことがあるんですが、次の定例会のときに少しお話をさせていただきたいと思えます。

子ども総務課長

1月のときにまとめて、いろいろといただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中川委員長

わかりました。

では、子どもの遊び場確保に関する検討会報告書についてお願いいたします。

子ども総務課長

続きまして、(仮称)子どもの遊び場に関する基本条例の策定につきまして、こちら資料が2点ございます。1つは表題の概要説明、そしてもう1つは、平成24年12月12日に、検討結果がまとまりましたので、区長にその検討結果の報告をさせていただいたものでございます。内容につきましては、11月の定例会時点では全て終わってなかったのですが、経過報告ということで、試行の結果については既にご報告させていただいたところでございます。

今般、とりわけ前回と変わりましたところは、報告書の中の19ページ以降をご覧くださいければと思います。

前回の報告の中では、このまとめの欄がまるっきり空白でしたが、前回の定例会の後、遊び場検討会でご議論いただき、内容を確認、精査していただきまして、まとめたものが19ページから21ページにわたって記載しております。構成といたしましては、当面の取り組み、10月末から11月まで試行運用を行いました。検討会としては、さらなる継続を望むといったご要望、ご提

案、そして条例制定後、本格実施ということを見据えた場合、平成25年4月以降でございますが、まずは麴町、神田地区、それぞれで1カ所程度で実施をしてみたらどうか、その際にはキャッチボール等自由に遊ぶために、見守りをする人が必要ではないかといったご提言をいただいたところでございます。

それでは、1枚目の裏面をご覧ください。

当面の対応、そして将来的にはどうするべきかについて記載しております。将来的には千代田区にも今後本格的な遊び場の整備に向けた検討をしてほしいと、プレーパークといったようなものの整備を望むといったこと。そして、このことをきちんと裏づけるためにも、規定整備をすること。具体的には条例なりを策定し、対外的に区の姿勢、区民の責務、子どもたちの責務といったところについて明らかにしてほしいといったことが書かれております。

そして、22ページでございますが、この検討会で提言しておられます子どもの遊び場に関する基本条例の骨子案、条例を教育委員会で策定するとなった場合の提案、前文ですが、大人の目線だけではなく、子どもの声を反映した前文ということで、検討会の委員の中に小学校の副校長先生がいらっしゃいます。子どもの生の声、本当に欲しいんだ、やるよという宣言を子どもの声で入れた上で、遊び場確保は必要だということを前文の中で述べまして、区の考え方を前文の中でうたいながら、目的、定義、区の役割、区民の役割といった形での構成にしていきたいなと考えてございます。

そして、子ども・教育部、教育委員会の今後のスケジュールでございます。教育委員会にも大変関係するところではございますが、今後、条例原案、現在事務局で取り組んでいるところでございますが、平成25年1月22日の教育委員会に報告という形でご議論いただきます。そして、また庁内でもみまして、改めて2月の定例会の中でご協議いただき、条例としていきたいというのが今考えているスケジュールでございます。

内容については、繰り返しになりますので、触れませんが、いろいろとまだクリアしなくてはいけない課題がございますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

私からの報告は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

それでは、この件に関してご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

市川委員

この前にもたしか質問したと思うんですが、それで、私は試行を教育委員会でやっているんだから、条例をつくるのは教育委員会がつくるんですねと言ったら、そうですという答えが返ってきたと思うんですが、違いましたか。

子ども・教育部長

そのとおりです。

市川委員

そうすると、22ページで、そのときもこのことを問題にしたんですが、区

長の役割ということでいろんなことが出ているわけですよね。つまり人材の育成だとか、確保だとか、このあたりを、教育委員会の条例であって、区長はこういう責務があるんですよと書くことは難しいだろうと思うんですよ。難しいというよりも、条例でこういうことを書くのは不可能だと思うんですよね。どうですか。

この検討会の方たちが、実際に手足となってやれば、区の教育委員会の事務局でも結構だけど、実際にこういうことを新しくやろうとした以上は、区長さんに全部いろんな采配をしてもらいたいと、そういう思いでこういうふうに出ているんだらうなという気がすごいですけどね。そのあたりどうなんですかね。条例化は難しいんじゃないですか。どうですか。

子ども・教育部長

この前も首脳会議で、この辺の議論が、区長部局からも何にも出ていない段階です。ただ、市川委員のおっしゃられたとおり、確かに、教育委員会の責務ならわかりますけど、区長の責務として教育委員会が決めるということに関しては、よく検討の必要があります。

市川委員

よく検討しなくてはだめだと私は思います。区長の権限を教育委員会にやらせるんだって、委任条例をつくらないとだめですからね。だから、場所を探るのが大変だろうと思うんですよね。教育委員会の事務局が探せるものなのか、区長さんがどこかへ行って見つけてきて、こういうのがあるから教育委員会に交渉してみろと言うのかどうなのか、その辺は知りませんが、その辺のところをきちんと考えをまとめておかないと、条例案みたいなのが出てからああだこうだといっても始まらないと思うんですよね。

まず最初に、基本なんだけど、区長の役割というのを、教育委員会が規定することはできないでしょ。条例は確かに区の条例しかないので、区の条例ということになるんだというんだけど、例えば規則の問題、訓令はどうするんですか。

子ども・教育部長

条例の下には、遊び場自体の要綱というものも当然できてきます。それは訓令という形をとらざるを得ませんので、そこも至急、区長部局とも詰めます。

市川委員

これは良い話だからね。

中川委員長

良いことですよ。

市川委員

良いことだから、話としては進んでいくんだけど、法律の問題、あるいは財務関係の問題、要するに予算の問題、それから考え方の問題、これをきちんと詰めないで、やりやすいと言っては失礼だけど、試行だけやって、こういういい意見が出ました、ああいういい意見が出ましたと言っても、実際にやる段階になったらそうはいかないと思うんですね。

子ども・教育部長

ご指摘を受けて、年度内にも少し議論をしなくてはいけないという課題となっております。この委任と権限の問題も合わせた問題だと思いますので、早急に区長部局とも詰めます。

中川委員長

結局、すみ分けがうまくできていないということなんですか。

市川委員

いや、多分私が言っちゃいけないんでしょうが、すみ分けということでは

なくて、いろんな意見が出てきて、良いじゃないって言って、この検討会は、まとめればいいわけですからね。それを実際に行政ベースにのせるというところへ今来ているわけですよ。そうすると、行政というのは、良いじゃないだけでは済まないから、お金の問題、権限の問題、そういうものに話がいかにざるを得ない。そのときの話し合いが内部でできているのか。内部というのは、区役所の内部でできているのかということが非常に気になるんですよ。

中川委員長 教育委員会がきちんとまとめて、これでいきましょうと言えればそれでいいということなんですか。

市川委員 まあ、それはそうなんですけどね。これでいきますよというならいいんですけど。

子ども・教育部長 教育委員会への委任の問題ですね。条例ですから、最終的には、区長名で条例提案は、議会に対しても、区長名では出ていくことは確かです。現実にこの条例の中身を含めて議論いただくのは、条例の提案を、今、子どもの遊び場というのは実は道路公園課も関係するんですが、発想自体が次世代育成という観点から来ていますので、この条例を一番最初に発案するのはどうしても教育委員会になってしまうんです。その中で、そういう区長部局とか、区長の権限、責務ということになってきますと、その辺も、当初からの問題の権限の委任の問題もあります。最終的には区長が提案するんですが、その部分は構わないんですが、果たしていいのかどうかというところは、相変わらずこの一連の問題としての課題としても残ります。

市川委員 要するに、公園みたいな形で行うのかどうか知りませんが、遊び場条例を作るにあたっては、そういうことも関係してくるし、となれば公園担当の部局とも調整しないとイケない。

子ども・教育部長 庁内をもう一回整理します。致し方ないものもあるかもしれませんが、きちんと整理をして、ご発案できるようにいたします。

ただ、これは、教育委員会でやらざるを得ないです。しかしながら、法的な根拠と、それから庁内の関係、区長との関係をきちんと整理をしてやらざるを得ないということは間違いございません。

中川委員長 これは教育委員会でまとめたいものでもあると思うのでね。ぜひよろしくお願ひいたします。

ということで、いかがでしょうか

(「なし」の声あり)

では、子どもの遊び場確保に関する検討会報告書についてまで終わったということで、中断させていただきます。

(中 断)

中川委員長 それでは、再開いたします。

古川委員 すみません、遊び場条例のことで、1つだけ伺ってもよろしいでしょうか。

教えていただきたいんですが、遊び場を来年度から本格実施して、各地区

に1カ所程度から、将来的には小学校の学区域に各1カ所ということですが、試行運用されていた内容のものを8カ所に増やすということが最終的な目的なんでしょうか。それとも、遊び場の内容自体をもっと発展させていくんでしょうか。

子ども総務課長

現実に1カ所ずつというのは、想定しております。神田地区は和泉公園がオープンスペースですし、芝生もありますから、頻度としては毎日ということではなくて、例えば土曜日の午後ですとか、1日、半日程度にプレーリーダーを配置してやっていくということになります。そして、麴町地区の方は場所が限られています。実は、旧九段中学校の校庭は平成25年4月以降は神田一橋中学校の仮校舎として使いますので、あそこの校庭は使えません。となりますと、麴町地区で使えるような広場といいますのは、東郷公園の広場、公園の部分を、時間帯を区切りまして、そこに人を置いてというような形、あるいは外濠公園グラウンドの一角が想定できるのかなと。

また、放課後子どもプランですとか校庭開放と言った事業が今動いています。その関係者の方々がたくさんいらっしゃいますので、すぐに休止ということではなくて、徒歩圏内に遊び場の確保を控えていく、既存のそういう子どもの居場所に関する施策がありますから、整理統合していきながらやっていくということで、まずはできそうなところから手をつけていくと。

それから、これを全て区の職員が張りつくということではなくて、地域の方々のご協力というところで、そういう趣旨であるならば、ぜひ地域も協力するからやっていくんだという機運が盛り上がったところから少しずつ増やしていきたいというのが、今私どもが想定しているところでもあります。

何から何まで全て行政がやるというのは、とても教育委員会だけでやり切れるというものでもありませんし、できればそういう1つのロールモデルを示しながら、区民の皆さん方のご協力のもとに、あるいは外部の方のお力をいただきながら少しずつ進めていくのかなというのが今の考え方です。

古川委員  
子ども総務課長

内容はあんな感じで、どなたかが、どこでやっていくかという…。

そうですね。プレーリーダーを置かないと多分キャッチボールはできません。見守りの人間が1名ないし2名ないと、キャッチボールという始めの考え方が実現できませんから、それは置かなくてはだめだろうというのが考えの中にはあります。それを全て行政で見合うというのは、なかなかできません。初めはやらなくてはいけないかもしれませんが、そういった1つの例をお示ししながら、地域の自主運営の中で、そこに幾らか助成していくというスタイルが望ましいのかなというのが1つの考え方です。

古川委員  
中川委員長  
子ども施設課長

ありがとうございます。

それでは、次に、子ども施設課長より報告をお願いいたします。

九段小学校・幼稚園施設整備について、ご報告させていただきます。

タイトルが、「安全・安心な校舎及び教育環境整備の中間まとめ」という資料をお配りさせていただきました。

九段小学校・幼稚園の整備につきましては、平成23年度に学校施設整備計画の基礎調査を行いました。九段小学校・幼稚園につきましては、竣工後80年以上たっておりまして、施設の老朽化が進行している一方、校舎棟につきましては、関東大震災の復興小学校であるというところから、保存も視野に入れまして、施設の老朽化に対する改善と良好な教育環境整備にする必要があるところ、また、施設の周辺環境等の現状把握、また法規制、財政支援等の整理等をもとに、老朽化に対する施設改善、教育活動を充実するための施設配置、温暖化対策等を反映した校舎整備を検討し、改修案として、全般的保存案と復元的保存案という、2案について調査を検討を行いました。

全般的保存案は、校舎棟は既存利用し、体育館棟は敷地外のプールとあわせて全面改築をするという考え方です。また、復元的保存案は、外観は建設当時のイメージを継承しつつ、校舎棟、体育館棟をあわせて全面改築するという考え方です。

本年度は、基礎調査の結果を踏まえまして、地域の方、保護者の方、学校関係者等からなる協議組織を設置しまして、良好な教育環境整備を進めるための施設整備計画の検討を進めております。

平成24年7月に、協議組織の九段小学校・幼稚園施設整備検討協議会を持ちまして、以後、12月まで、計4回、協議会を開催して、検討を重ねております。4回目では、これまで3回の意見や資料を取りまとめました中間のまとめを行ったところでございます。

本日は、この第4回協議会資料でもあります中間まとめをもちまして、本件整備についてのご報告をさせていただくものでございます。

なお、協議会の資料や議事録につきましては、随時ホームページで公開しております。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

この資料ですが、構成としましては、この協議会において検討する中で、子どもたちの良好な教育環境の整備をするという視点、また、災害時にも強く、子どもはもとより、地域にお住まいの方を含めた安全・安心の視点という、2つの視点から、それぞれ、「1. 安全・安心な校舎」、「2. 今日的教育課題に対応できる教育環境の整備」ということで整理をしております。

また、「3. 復興小学校としての歴史的価値」についての考察をしております。

それでは、ページごとにかいつまむんでご報告させていただきます。

1ページ目では、「安全・安心な校舎」ということで、建物の構造強度ということで、耐震性能について整理しております。現校舎は、平成22年度に耐震補強工事を実施しまして、耐震性能を表す指標  $I_s$  値というのがあるんですが、 $I_s$  値で0.76以上の強度を確保しておりまして、現時点では地震等に関する危険性は低いのですが、平成24年度現在、築86年、90年近く経っておりますので、経年劣化が進行する懸念が高いと考えられます。

このまとめの構成ですが、各ページ、項目ごとに、「現況」、「整備にあ

たつての課題・方針」、それぞれ、全面的保存案と復元的保存案を行った場合の課題等、また、「協議会での意見の整理」という形で、整理しております。それぞれ整備の方針、それぞれの案をとった場合にどういった課題があるのかということと比較検討いただけるような形になっております。

2 ページ目では、「避難所としての安全性能」ということで整理しています。

学校施設につきましては、大地震の後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標としまして、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとするところから、設計において、建物の重要度係数というものがございまして、そこで従来の1倍よりやや高目の1.25倍の設定をされているものです。ただ、当時の設計では、大正時代には重要度係数1.25にするという考え方がなかったために、通常的设计で建てられております。ですので、全面的保存案で整備しますと、耐震補強は行われており現時点では大きな問題はないものの、躯体が現時点で竣工から86年経過しているため、経年劣化が進んでいると考えられます。また、復元的保存案の場合ですと、新築になりますので、重要度係数を1.25に設定した設計を行うことも可能であるというところでございます。

3 ページ目、「コンクリートの中性化」ということで、昨年度行いました学校施設整備計画の基礎調査で、コンクリートのコア抜き調査を行っております。コンクリートは、もともとアルカリ性なのですが、外気の二酸化炭素に触れますと中性化が進行しまして、ひび割れとかが生じてしまいます。その中性化が鉄筋まで及んでしまいますと、さびてしまって、防さび機能が果たされなくなってしまうので、建物の強度を落とす原因になってしまいます。その中性化の進行度合いがある程度見られております。また、採取したコンクリートの中で全面的に中性化しているような部分もあったということでございます。

中性化が進行してしまった部分について、元に戻すことは困難なため、改修工事のときに、コンクリートの補修工事を行う必要がありますが、補修を行うためのコストもかなりかかってくるのではないかとというような整理をしております。

4 ページ目へ進ませさせていただいて、鉄筋コンクリートの耐用年数ですが、既存校舎は86年が経過しているため、構造躯体は老朽化していると思われます。建物全体の望ましい目標耐用年数ということで、コンクリート造学校の場合、普通品質で50ないし80年、高品質の場合、80年ないし120年とされておりますが、86年が経過しているということで、長期にわたる利用を考えますと、補修や改築によって耐久性を高めていく必要があるのではないかと整理をさせていただいております。また、復元的保存案を採用しますと、新築の構造躯体となるため、目標耐用年数程度の強度は新たに確保することができると考えられます。

5 ページ目へ進みまして、今度は「安全面」というところで、「防災設備

について」の整理です。

現在、消火器は設置されているんですが、屋内消火栓など、防火設備が整備されていないのが現状です。整備に当たりますと、防火設備の整備というのが、どちらの案で整備するにしても必要になってくるという整理をしております。

6ページ目で、「避難経路」ということで、こちらは、東京都建築安全条例に定められているんですが、40㎡を超える教室等におきましては、火災時に建物外に避難する出入り口を2カ所設ける必要があると。ただ、設計当時、2方向避難の考え方がなかったために、現在の校舎ではそういった2方向の避難口が設けられていない部屋がございます。また、収納する倉庫が不足しているため、備品が廊下に並んでおり、災害時に児童が安全に避難できる環境とする必要も現状ではあります。したがって、整備に当たりますと、災害時の避難上に支障のない施設整備であることが望まれるという整理をしています。

7ページ目に進みますと、「バリアフリー」についての整理です。

地域の活動拠点、また災害時の避難所として高齢者の方等が使用することを想定したエレベーターとか、スロープの設置など、バリアフリー化への対応が求められています。

現況では、昇降口に段差があること、またエレベーターが設置されていないことから、車いすでの施設利用が困難となっております。整備に当たりますと、そういった段差の解消のみならず、地域の拠点になることも考慮しまして、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備が望まれるという整理をしております。

8ページ以降は、「2. 今日的教育課題に対応できる教育環境の整備」ということで、「教育環境」について、まず整理しております。

「既存校舎を活用する制限」ということで、既存校舎が大正時代の建物で、現在の建築基準法施行以前に建てられた建物であるということから、もし増築等を行う場合には、現在の建築基準法に適合させる必要があります。また、他の建物と接続させる場合に、他の建物が既存校舎の延べ床面積の2分の1を超えてしまうと、建物全体で構造の安全性を確認する必要も生じてまいります。現況の校舎の面積が、3,641㎡と小さいため、現在不足している諸室の解消ですとか、バスケットコートがとれる体育館の拡張ですとか、あるいは敷地の外に今プールがあるんですが、そのプールを敷地内に整備する場合に、これにプラスして、大体約4,200㎡必要になってくると。整備に当たりますと、そういった現在の教育方針に対応できる規模や、動線の確保された施設整備が望まれるといった整理をしております。

9ページへ進みますと、「普通教室の面積」ということで整理しております。

時代の変化に伴いますと、建設当時に比べますと、生徒の体格も大きくなっておりまして、また教科書のサイズも大きくなっておりまして、そういった

ところで、現状ではなかなか十分なスペースが確保されているとは言えないところですが、教育方法の多様化に対応した普通教室の広さが求められています。

現在の教室面積は58.1㎡ということで、下の写真にもあるんですが、教卓が黒板の前に設置できず、横への設置となっております。また、収納スペースが足りなくて、廊下や机のわきのフックに荷物が大量にかかっているというような状況になっています。整備に当たりましては、総合的な学習ですとか、ICTを活用した授業等、多様な学習活動に対応する施設整備が望まれるという整理をしております。

10ページ目では、「特別教室等の機能的な面」ということで、前のページとも関連してくるんですが、時代の変化に伴いまして、教育内容や方法が多様化しておりますので、少人数指導ですとかICT教育等の現在の教育内容・方法に適応した施設が求められます。

現在では、校舎の規模が小さいため、必要な諸室がとれないというところがあります。整備に当たりましては、不足諸室を解消した整備、現在の教育方法に対応できる施設整備が望まれるという整理をしております。

11ページ目では、体育館、またプールの整備ということで、体育館におきましては、地域開放にも利用できる公式バスケットコートが配置できる広さの体育館の整備が求められます。

また、プールにつきましては、児童の安全性を確保するため、敷地内の整備というのが求められているところでございます。

現況では、体育館につきましては、面積が狭く、公式のバスケットコートも配置されておらず、更衣室も整備されていないのが現状です。また、プールにつきましては、学校敷地外に整備されているために、動線、あるいは防犯上望ましくない状況です。あわせて、プールへの移動に時間がかかることから、授業時間の確保にも制約、課題が生じているところです。整備するに当たりましては、公式バスケットコートが配置できる広さの体育館、また、プールについては敷地内に整備し、防犯性などの問題を解消するというようなことが必要であるという整理をしております。

12ページ、13ページにつきましては、環境問題ということで、「エコスクール」、「環境への配慮」ということで整理をしております。

現況では、壁や窓等に断熱化が施されていないということ、また照明についても、従来型の蛍光灯で、LEDなどが使われていないということで、省エネ化の対応がなされていないので、整備に当たりましては、エコスクール、環境に配慮した施設整備が望まれる整理をしております。

14ページ、15ページにおきましては、「復興小学校としての歴史的価値」ということで、この復興小学校が、関東大震災の復興事業として建設された小学校のことでありまして、九段小学校についても復興小学校ということで、その歴史的な価値について、4つの視点から整理しております。

歴史的価値、それから意匠的・文化的な価値、15ページ目では、技術的な

価値、社会的な価値ということで、価値について整理をしております。その課題についても、考察の中で触れさせていただいております。

駆け足で報告させていただいたので、例えば整備に当たって、全面的保存をとった場合、また復元的保存をとった場合の課題等について、ここでは触れることができなかつたんですが、中間のまとめの内容についてご報告させていただきました。

今後の予定でございますが、第5回整備検討協議会を平成25年2月頃に予定しております。整備内容についての方向性が出されましたら、平成25年度の予算をいただきまして、今度は、実際、設計に入っていければというところでございます。

ご報告は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

市川委員

どこかに書いてあるのかもしれませんが、前に九段小学校の話があったときに、歴史的なファサード（建物の外観）を一部残したらどうかという感じで、それはどこかに出てきているんですか。

子ども施設課長

協議会で、2つの考え方をお示ししているんですが、何か保存も視野にいられたものとなっています。

市川委員

特別にそういう要望とか以前はあったんですか。

子ども施設課長

協議会として、要望という形ではございませんが、この秋に、建築家協会、建築学会から、復興小学校としての歴史的価値のある九段小学校について、保存活用して欲しいというような要望は受けています。

次世代育成担当部長

補足させていただきますと、1つは全面的保存、今の校舎はそのまま残して、体育館棟だけ建てかえる案、もう1つは復元的保存と言って、外観、意匠は踏襲しつつ、校舎棟と体育館棟あわせて全面改築する案があります。昨年度の学校施設整備計画の基礎調査を実施し、協議会で提案させていただいているのもその調査結果です。ですので、今、市川委員がおっしゃったように、何らかの形で外観、意匠を残すということを前提の議論を今しているところです。

保護者がアンケートをとられ、その中に、全部壊して新しくつくったらどうかというご意見もありました。今現在私どもで提案させていただいているのは、そこまで極端な案ではなく、あくまでも全面的保存か復元的保存かという何らかの保存を前提とした2案でご提示をさせていただいています。

過去4回議論をしてきたわけですが、保護者の方、委員の方のご意見は、昨年大きな大震災があったので、子どもの安全安心、あと、地域の避難所になる施設ですから、その安全安心をとにかく最重要視してほしいというご意見。あともう1つ、教育環境で特に議論になっていますのは、普通教室の大きさを58.1㎡と、九段小学校は今、千代田区の学校で最も小さい教室です。昔は1つの教室の中に50人以上お子さんがいたのかもしれませんが、それ以降、子どもの体位がよくなっています。教科書も、従前のB5判からA4判

になっている。というような個別の状況も、学校側から説明がありまして、今日的教育課題に特に対応してほしいということです。その2点が委員の方々のおおむねのご意見なんですが、復興小学校という歴史的な価値、壊したらもう二度と取り返しがつかないというご意見の方もいらっしゃいます。

年度内に一定のとりまとめまでしたいということでお伝えしてありますので、年明け、来年の協議会の中でその辺の集約をさせていただければ、平成25年度以降、基本設計に着手できるという状況です。12月10日の第4回では、この資料でご説明させていただいて、まだ最終のとりまとめには至っておりません。

同時に、日本建築学会と建築会家協会から保存を求める要望がございます。その要望というのは、復興小学校で歴史的価値があるから、建物をそのまま残してほしいというご要望です。私どもといたしまして、建物の安全安心という部分だとか、あと今後の教育課題の対応をしっかりと考えていかなければいけないのでということをお答えをさせていただいております。同時に、現在、協議会で協議中である旨もお伝えさせていただいております。

非常に難しい課題ですが、整備の方向性を取りまとめないことには、基本設計に入っていけないので、整備が遅れてしまいます。今置かれている状況はそういう状況です。

中川委員長  
市川委員

いかがでしょうか。

確認のためなんですが、当然この中で議論されたときの復元的保存案は、要するに全部復元するんだというような案ではなくて…。

次世代育成担当部長  
市川委員

外観・意匠を踏襲しながら、改築・整備する案です。

一部、公園側に面した部分だけでも、ファサード（建物の外観）を保存すればそれでいいんじゃないのと。他は子どもたちのための機能を重視して考えるべきじゃないのかという意見で、その辺が妥当なんでね。多分復元的に保存して、建築側の方々はそうじゃないかもしれないが、少なくとも公立の小学校の校舎としては、そこまでは無理ではないかなと思うので、その旨発言させていただきました。

次世代育成担当部長  
子ども施設課長  
中川委員長

ありがとうございます。

ありがとうございます。

いろいろ大変でしょうけど、よろしくお願いします。

それでは、次に、子ども支援課長より報告お願いいたします。

子ども支援課長

（仮称）ではございますけれども、千代田幼保一体施設内の保育園の運営事業者について、平成24年12月20日の運営事業者選定委員会により決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

資料はございません。口頭で報告させていただきます。

運営事業者の候補者でございますが、株式会社マミーズエンジェルに決定いたしました。

なお、内神田にございます認証保育所の運営事業者でございます。

報告は以上でございます。

中川委員長 | ありがとうございます。  
ご質問はよろしいですか。  
(「なし」の声)

中川委員長 | 報告が終わりました。

### ◎日程第3 その他

#### 子ども支援課

##### (1) 移動教育委員会懇談会の概要 (11月13日 富士見小学校)

中川委員長 | それでは、報告事項に入ります。それでは、子ども総務課長お願いいたします。

子ども総務課長 | 平成24年11月13日に富士見小学校で行いました移動教育委員会の際に、富士見小学校で、教育委員の皆様と保護者の方々との懇談会の概要がお手元にあるかと思えます。後ほどご参照下さい。

中川委員長 | 報告が終わりました。  
ご質問等がありましたら、お願いいたします。  
(「なし」の声あり)

中川委員長 | それでは、先程、日程の最後にしました、第2 報告(1)平成25年度子ども・教育部予算編成状況の議事に入ります。  
暫時、休憩いたします。

休憩 午後5時46分

— 再開 —

(以降、秘密会につき、非公開)

— 閉会 —